

福岡市公報

令和5年7月31日 第6978号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
規 則	
○福岡市モーターボート競走事業会計予算及び決算規則の一部改正 (第88号)	2
○福岡市モーターボート競走事業会計規則の一部改正(第89号)	2
○福岡市モーターボート競走事業会計帳簿諸表等様式規則の廃止 (第90号)	2
○福岡市下水道事業会計規則の一部改正(第91号)	3
○福岡市下水道事業会計帳簿諸表等様式規則の廃止(第92号)	5
公 告	
○特定個人情報ファイルに係る評価書の公示(第217号)	5
○開発行為に関する工事の完了(第218号)	6
○福岡市立霊園の利用者の公募(第219号)	6
水 道 局	
○福岡市水道局会計規程の一部改正(規程第16号)	8
○福岡市水道局会計帳簿諸表等様式規程の廃止(規程第17号)	9
交 通 局	
○福岡市交通局会計規程の一部改正(規程第25号)	9
○福岡市交通局会計帳簿諸表等様式規程の廃止(規程第26号)	10
正 誤	
○平成30年5月7日付第6486号中正誤	10
○令和元年5月16日付第6580号中正誤	10
○令和2年4月30日付第6670号(別冊)中正誤	11
○令和3年5月6日付第6766号中正誤	11
○令和4年4月21日付第6858号中正誤	11

規 則

福岡市モーターボート競走事業会計予算及び決算規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年7月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第88号

福岡市モーターボート競走事業会計予算及び決算規則の一部を改正する規則

福岡市モーターボート競走事業会計予算及び決算規則（平成28年福岡市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第18条」を「第17条」に改め、「及び福岡市モーターボート競走事業会計帳簿諸表等様式規則（平成28年福岡市規則第109号）」を削る。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定（「第18条」を「第17条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

福岡市モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年7月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第89号

福岡市モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則

福岡市モーターボート競走事業会計規則（平成28年福岡市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項に次の1号を加える。

- (5) 消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項本文の規定の適用を受ける場合においては、同項各号に掲げる事項。ただし、同条第2項に規定するときにあつては、当該事項は、同項各号に掲げる事項をもって代えることができる。

第44条中「の請求書」の次に「（前条第1項第5号の場合に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

福岡市モーターボート競走事業会計帳簿諸表等様式規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年7月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第90号

福岡市モーターボート競走事業会計帳簿諸表等様式規則を廃止する規則

福岡市モーターボート競走事業会計帳簿諸表等様式規則（平成28年福岡市規則第109号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

福岡市下水道事業会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年7月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第91号

福岡市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

福岡市下水道事業会計規則（昭和61年福岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第7条中「証明書」の次に「（様式第1号）」を加える。

第36条第1項第1号中「領収印」の次に「（様式第2号又は様式第3号）」を加える。

第43条の2第1項に次の1号を加える。

(5) 消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項本文の規定の適用を受ける場合においては、同項各号に掲げる事項。ただし、同条第2項に規定するときにあつては、当該事項は、同項各号に掲げる事項をもつて代えることができる。

第44条中「の請求書」の次に「（前条第1項第5号の場合に係るものを除く。）」を加える。

第62条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定納付受託者に納付させる歳入に係る手数料 当該歳入

別表第2の次に次の3様式を加える。

様式第1号

No.....

企業出納員等証明書

福岡市 局

部 課

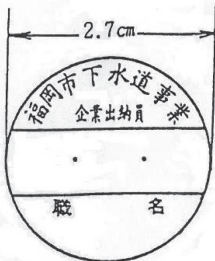
職氏名

上記の者は福岡市下水道事業企業出納員（現金取扱員）であることを証明する。

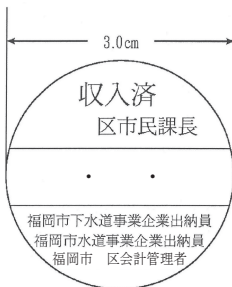
年 月 日

福岡市長 印

様式第2号



様式第3号



附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第62条の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡市下水道事業会計帳簿諸表等様式規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年7月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第92号

福岡市下水道事業会計帳簿諸表等様式規則を廃止する規則

福岡市下水道事業会計帳簿諸表等様式規則（昭和61年福岡市規則第32号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
（福岡市下水道事業会計予算及び決算規則の一部改正）
- 2 福岡市下水道事業会計予算及び決算規則（昭和61年福岡市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「及び福岡市下水道事業会計帳簿諸表等様式規則（昭和61年福岡市規則第32号）」を削る。

公 告

福岡市公告第217号

国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項の規定に基づき、評価書を次のように公示する。

令和5年7月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 評価書の名称
国民健康保険に関する事務 全項目評価書
後期高齢者医療に関する事務 全項目評価書
- 2 評価書を公示する場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（市長室広報戦略室広報課情報プラザ）
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（総務企画局行政部情報公開室）
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（保健医療局総務企画部保険医療課）
福岡市東区箱崎二丁目54番1号
東区役所（総務部企画振興課市民相談室）

- 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号
博多区役所（総務部総務課市民相談室）
- 福岡市中央区大名二丁目5番31号
中央区役所（総務部企画振興課市民相談室）
- 福岡市南区塩原三丁目25番1号
南区役所（総務部企画振興課市民相談室）
- 福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号
城南区役所（総務部企画振興課市民相談室）
- 福岡市早良区百道二丁目1番1号
早良区役所（総務部企画課市民相談室）
- 福岡市早良区東入部二丁目14番8号
早良区市民部入部出張所
- 福岡市西区内浜一丁目4番1号
西区役所（総務部企画振興課市民相談室）
- 福岡市西区西都二丁目1番1号
西区市民部西部出張所

3 評価書を公示し、意見を求める期間

令和5年8月1日から31日間

4 評価書を公表しているウェブサイトのアドレス

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/iken-teian/publiccomment/index.html>

福岡市公告第218号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年7月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市博多区浦田一丁目480番3、480番4、480番8、480番13、480番20及び481番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目2番2号

株式会社 飯田産業

福岡市公告第219号

福岡市立霊園条例第4条第1項本文の規定に基づき、福岡市立霊園の利用予定者を公募するので、次のように公示する。

令和5年7月31日

1 公募する霊園の概要

名 称	所在地	埋蔵方法及び個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間		公募する利用権の数	使用料 (1体につき)	
					本市に住所を有する者	本市外に住所を有する者
福岡市立平尾霊園	福岡市南区平和四丁目	直接合葬		317体	64,000 ^円	96,000
					本市に住所を有する者	本市外に住所を有する者
		個別埋蔵後合葬	個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間が10年間	33体	112,000	168,000
					本市に住所を有する者	本市外に住所を有する者
			個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間が20年間	33体	160,000	240,000
					本市に住所を有する者	本市外に住所を有する者
個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することができる期間が30年間	17体	208,000	312,000			
		本市に住所を有する者	本市外に住所を有する者			

2 利用の申込みの受付

(1) 郵送の場合

- ア 受付期間 令和5年8月1日(火)から同月15日(火)(消印有効)まで
- イ 宛 先 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市霊園窓口(市役所4階)

(2) 電子申請の場合

- ア 受付期間 令和5年8月1日(火)から同月15日(火)まで
- イ 申請方法 福岡市立霊園ホームページの電子申請サービスによる。
URL <https://www.fukuokashi-reien.jp/>

3 抽選

利用の申込みが競合した場合は、次の日時及び場所において、抽選により利用予定者を定める。

- (1) 日時 令和5年9月20日(水)午後2時
- (2) 場所 福岡市中央区赤坂二丁目5番8号
福岡市立中央市民センター 視聴覚室

水 道 局

福岡市水道局会計規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和5年7月31日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

福岡市水道事業管理規程第16号

福岡市水道局会計規程の一部を改正する規程

福岡市水道局会計規程（昭和39年福岡市企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合（収納事務受託者が収入の納付を受けた場合を除く。）に交付する領収書には、別記様式に定める1号印、2号印又は3号印の領収印が押印されていなければならない。

第27条第1項に次の1号を加える。

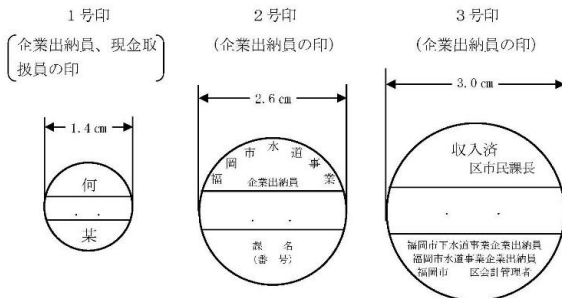
- (5) 消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項本文の規定の適用を受ける場合においては、同項各号に掲げる事項。ただし、同条第2項に規定するときにあつては、当該事項は、同項各号に掲げる事項をもつて代えることができる。

第27条の2中「の請求」の次に「（前条第1項第5号の場合に係るものを除く。）」を加える。

別表の次に次の様式を加える。

様式

印 章



備考

- 1 日付は、差換式又は回転式とする。
- 2 2号印の番号には、企業出納員ごとに番号を付すものとする。

- 3 2号印は、当分の間、西区役所西部出張所に限り使用するものとする。
- 4 3号印は、各区役所市民課に限り使用するものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

福岡市水道局会計帳簿諸表等様式規程を廃止する規程を制定し、ここに公布する。

令和 5 年 7 月 31 日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

福岡市水道事業管理規程第17号

福岡市水道局会計帳簿諸表等様式規程を廃止する規程

福岡市水道局会計帳簿諸表等様式規程（昭和39年福岡市企業管理規程第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
（福岡市水道局予算及び決算規程の一部改正）
- 2 福岡市水道局予算及び決算規程（平成元年福岡市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
第5条中「福岡市水道局会計帳簿諸表等様式規程（昭和39年福岡市企業管理規程第7号）本則第1号に規定する勘定科目表の区分による」を「福岡市水道局会計規程（昭和39年福岡市企業管理規程第6号）第4条に定める勘定科目に準拠する」に改める。
（福岡市水道料金徴収事務等委託規程の一部改正）
- 3 福岡市水道料金徴収事務等委託規程（昭和60年福岡市水道事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「福岡市水道局会計帳簿諸表等様式規程（昭和39年福岡市企業管理規程第7号。以下「様式規程」という。）別記様式第49号の1、様式第49号の2、様式第49号の3又は様式第49号の4の規定」を「福岡市水道局会計規程（昭和39年福岡市企業管理規程第6号。以下「会計規程」という。）第94条の規定により別に定める様式」に、「様式規程別記様式第50号の1の規定」を「会計規程第94条の規定により別に定める様式」に改め、同条第2項中「様式規程別記様式第49号の1、様式第49号の2、様式第49号の3又は様式第53号の2の規定」を「会計規程第94条の規定により別に定める様式」に改める。

交 通 局

福岡市交通局会計規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和5年7月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第25号

福岡市交通局会計規程の一部を改正する規程

福岡市交通局会計規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項に次の1号を加える。

- (5) 消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項本文の規定の適用を受ける場合においては、同項各号に掲げる事項。ただし、同条第2項に規定するときにあつては、当該事項は、同項各号に掲げる事項をもつて代えることができる。

第29条の3中「の請求書」の次に「（前条第1項第5号の場合に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

福岡市交通局会計帳簿諸表等様式規程を廃止する規程を制定し、ここに公布する。

令和5年7月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第26号

福岡市交通局会計帳簿諸表等様式規程を廃止する規程

福岡市交通局会計帳簿諸表等様式規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第8号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇所	正 誤	
平成30年 5月7日	第6486号	9	上から 3行目	誤	三丁目22番地
				正	一丁目1番地
令和元年 5月16日	第6580号	18	上から 12行目	誤	三丁目22番地
				正	一丁目1番地

令和2年 4月30日	第6670号 (別冊)	7	上から 3行目	誤	三丁目22番地
				正	一丁目1番地
令和3年 5月6日	第6766号	13	下から 13行目	誤	三丁目22番地
				正	一丁目1番地
令和4年 4月21日	第6858号	10	上から 11行目	誤	三丁目22番地
				正	一丁目1番地

